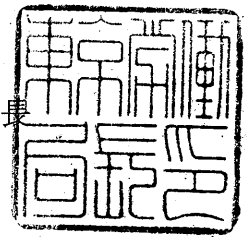




東労発基 0804 第4号
令和8年8月4日

建設工事関係者の長等 殿

東京労働局長



建設業における労働災害防止対策及び熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきましてご協力いただき厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内における建設業の労働災害は、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少しています。しかしながら、令和7年は、17人の方が亡くなり、前年に比べ6人増加の結果となり、中でも「墜落・転落」による死亡者が7人と大きく増加しております。令和8年も、6月末時点で、墜落による死亡者3人を含む5人の方が亡くなられ、墜落・転落による休業4日以上之死傷者数も、125人と前年同時期に比べて17.9%増加しているところです。東京労働局においては、令和8年6月に、東京都内で施工する建設工事707現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施したところ、違反があった現場のうち61.5%に墜落・転落防止措置に関する違反が認められ、墜落・転落災害防止に向けた取組の徹底が求められます。

また、令和7年は、熱中症による休業4日以上之死傷者数も全業種で169人と過去最高となりましたが、今般の現場指導に当たって、建設工事現場における熱中症予防対策の取組状況についても確認したところ、暑さ指数（WBGT値）の把握と活用を実施している現場は77.2%に留まっていました。東京都心では、7月20日以降、6日連続して最高気温が35℃以上と厳しい暑さとなっており、熱中症を予防するためには暑さ指数を把握し、水分・塩分の摂取などの対策に活用することが求められます。

つきましては、建設業の労働災害防止対策及び熱中症予防対策を徹底するため、別添資料を参考に、下記の事項について取り組んでいただきますよう要請いたします。

記

1 労働災害防止対策

- (1) 死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信
- (2) 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- (3) 墜落・転落災害防止対策の徹底
- (4) 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

2 熱中症予防対策

- (1) 暑さ指数（WBGT値）を把握し、その値に応じた休憩時間の増加や、有効な休憩所の整備などの対策を実施すること
- (2) 異常時の連絡体制や対応手順等の周知を徹底すること



Cool Work TOKYO（8月号）

～ 職場における**熱中症予防対策**について情報発信します ～

今年の東京は6月までは比較的涼しく、平均気温は平年を下回っていましたが、7月20日には梅雨が明け、都心でも今年初めての猛暑日となりました。気象庁が発表した向こう1か月の天気の見通しでは、東日本では平年より気温が高くなる見込みとなっています（※）。**8月も厳しい暑さが続くことが予想されます**ので、引き続き**熱中症予防対策**に心がけてください。

（※）1か月予報（7月23日14時30分発表）の解説より

1 令和8年6月から7月における東京労働局管内の**熱中症**の発症事例

令和8年6月から7月に発生した休業4日以上**の熱中症災害は、警備業、建設業、運輸業を中心に発生し、特に交通誘導や車両誘導など屋外での作業中の被災が多く認められました。症状は、めまい、吐き気、脱力感、意識喪失などが多く、救急搬送や入院に至った事例もありました。**

また、屋外作業だけでなく、厨房、倉庫、トンネル坑内、ホテルの調理場など、高温多湿や換気不良の屋内作業場でも発生しました。発症要因として、水分・塩分補給不足、睡眠不足、食事未摂取、体調不良時の作業継続などが確認されました。経験豊富な労働者の被災も多く、経験年数にかかわらず発症リスクが認められました。今後は、暑さ指数（WBGT値）の管理、計画的な休憩と水分補給、体調確認の徹底、異変時の早期対応が重要です。

東京労働局からのお知らせ



東京労働局ホームページ
熱中症予防対策を掲載しています。

東京労働局HP



東京労働局公式X
熱中症予防対策含む各種情報を発信しています。

東京労働局公式



9月は全国労働衛生週間準備期間です

全国労働衛生週間
準備期間

10月1日～ 7日
9月1日～ 30日

詳細はこちら



2 東京都の警備業を対象とする自主点検を実施

警備業における熱中症予防対策の実施状況を確認するため、本年6月から7月にかけて、一般社団法人東京都警備業協会の加盟企業を対象に実施しました。886事業場に依頼し、378事業場より回答を得ました。自主点検結果の詳細は以下のとおりです。



	実施率
(1) 暑さ指数（WBGT）の把握と評価を行っていますか	74%
(2) 暑さ指数（WBGT）の低減対策を行っていますか	88%
(3) 休憩場所を設置していますか	93%
(4) 暑熱環境下の作業で、作業計画を策定していますか	74%
(5) 作業時間の短縮等を行っていますか	78%
(6) 暑熱順化への対応を行っていますか	72%
(7) 水分及び塩分の常備及び定期的な摂取を行っていますか	97%
(8) 通気性の良い服等を着用させていますか	97%
(9) プレクーリング（作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えること）を行っていますか	54%
(10) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して、医師等の意見を踏まえ配慮を行っていますか	81%
(11) 作業開始前に、労働者の健康状態及び暑熱順化の状況について確認を行っていますか	88%
(12) 作業中の労働者の健康状態の確認を行っていますか	94%
(13) 労働者に熱中症予防教育を行っていますか	97%
(14) 緊急時の対応の事前確認や周知を行っていますか	95%
(15) 熱中症予防対策を含めた労働衛生管理体制を確立していますか	91%
(16) 衛生管理者、衛生推進者等又は熱中症予防管理者に対し、熱中症予防のための業務を行わせていますか	87%

自主点検結果では、水分・塩分の備え付けと摂取勧奨(97%)、通気性の良い服装の着用(97%)、熱中症予防教育(97%)など、基本的な対策は高い実施率となりました。

一方で、暑さ指数の把握・評価(74%)、暑熱環境下での作業計画の策定(74%)、暑熱順化への対応(72%)、プレクーリング(54%)など、熱中症リスク低減のための積極的な予防対策には改善の余地がみられます。

年々暑さが厳しくなる中では、基本対策に加え、暑さ指数を踏まえた休憩回数の増加といった作業計画の策定や、暑熱順化、プレクーリングなど熱中症防止につながる取組の強化が必要です。

警備業以外の業種の方々についても、上記の対策の状況を参考に、さらなる熱中症予防対策を進めるようお願いします。

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年7月31日

担当	東京労働局労働基準部 監督課（監督指導結果について） 監督課長 篠田 雅史 主任監察監督官 國府田 純一 電話：03（3512）1612
	健康課（熱中症予防対策について） 健康課長 成田 光志 主任労働衛生専門官 上村 和也 電話：03（3512）1616

建設現場に対する集中指導の実施結果について

東京労働局（局長 増田嗣郎）は、全国安全週間の取組の一環として、令和8年6月1日から6月30日にかけて、東京都内で施工する建設工事 707 現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しました。また、指導に当たっては、建設現場における熱中症予防対策の取組状況についても確認しましたので、併せて公表します。

東京労働局では、建設事業主に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策の徹底等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

【取組結果】

1 指導結果

（1）指導現場数	707 現場
（2）違反があった現場数	423 現場（59.8%）
主な労働安全衛生法違反事項 <違反があった現場数に占める割合>	
元請事業者の安全衛生管理	323 現場 <76.4%>
墜落・転落防止措置	260 現場 <61.5%>
熱中症予防対策	7 現場 <1.7%>

2 熱中症予防対策の取組状況

（1）実施している現場数	702 現場（99.3%）
（2）各種対策を実施している現場数（複数選択式）	
「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」	640 現場（90.5%）
「暑さ指数の把握と活用」	546 現場（77.2%）
「異常時の連絡体制や対応手順等の周知」	508 現場（71.9%）
（3）熱中症予防対策について指導した現場数	69 現場（9.8%）

別添資料

- 1 Cool Work TOKYO（7月号）
- 2 STOP！熱中症クールワークキャンペーン

1. 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

(1) 違反数及び違反率

違反率は 59.8% であり、違反があった 423 現場の 15.8% に相当する 67 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建 築	土 木	解 体	その他	合 計
指導現場数	567	10	52	78	707
法令違反現場数	359	5	25	34	423
違反率	63.3%	50.0%	48.1%	43.6%	59.8%
作業停止等命令現場数	61	0	5	1	67
法令違反現場数に対する割合	17.0%	0.0%	20.0%	2.9%	15.8%

(2) 違反事項別の違反率（違反現場数（423 現場）に対する違反事項別現場数の割合）

「元請事業者の安全衛生管理」の違反率が 76.4%（323 現場）、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が 61.5%（260 現場）、「熱中症」の違反率が 1.7%（7 現場）であった。

違反事項	違反現場数	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置 下請事業者に対する指導関係	323 現場 (76.4%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第 29 条） ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第 31 条）
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	260 現場 (61.5%)	・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第 518 条） ・足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第 563 条、第 655 条） ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条） ・幅 1 メートル以上の箇所における本足場の未設置（一側足場の設置を含む）（安衛則第 561 条の 2）
【熱中症】 熱中症予防対策関係	7 現場 (1.7%)	・報告体制の整備、実施手順の策定及び関係作業員への周知（又はどちらか一方）の未実施（安衛則第 612 条の 2） ・塩及び飲料水（又はどちらか一方）の未整備（安衛則第 617 条）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	61 現場 (14.4%)	・組立図の未作成（安衛則第 240 条） ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第 242 条） ・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第 245 条）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	7 現場 (1.7%)	・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第 155 条） ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第 158 条）
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	9 現場 (2.1%)	・研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第 27 条）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	8 現場 (1.9%)	・移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第 66 条の 2）

「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

2．熱中症予防対策

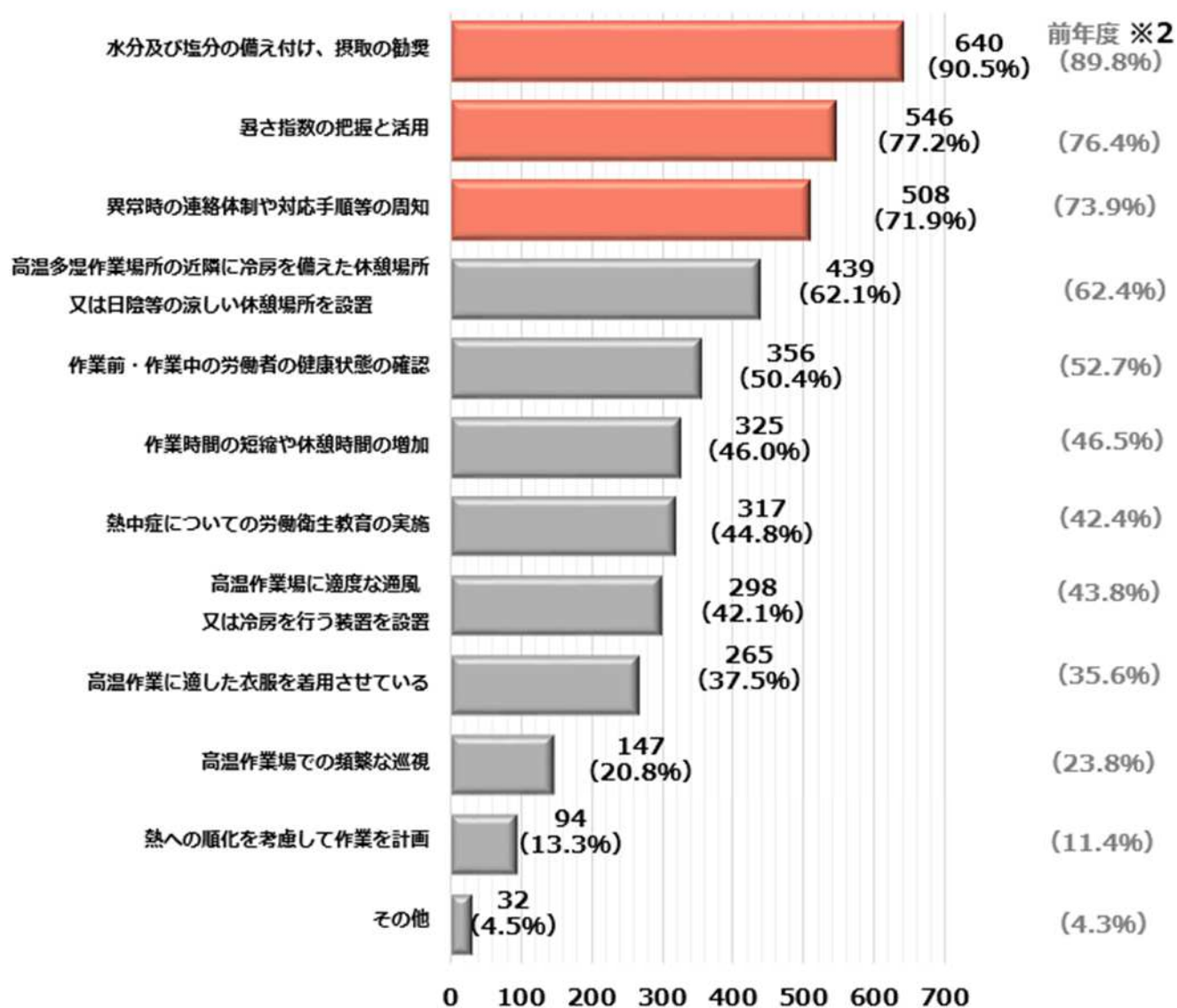
何らかの対策を実施している現場は702現場（99.2％）であった。また、実施している対策の上位を占めたのは、「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」が640現場（90.5％）、次いで「暑さ指数 1の把握と活用」が546現場（77.2％）、「異常時の連絡体制や対応手順等の周知」が508現場（71.9％）であった。

なお、「暑さ指数の把握と活用」については、第14次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標（暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させること。）としているが、前年度（76.4％）と比較して0.8ポイントの増加となった。

当該対策について、暑さ指数は熱中症予防対策を行う上で重要な指標となっているため、当局では引き続き周知・広報を行っていくこととする。

1：暑さ指数とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい 湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標。

2：今年度は前年度と同様12対策に対し複数選択式であった。



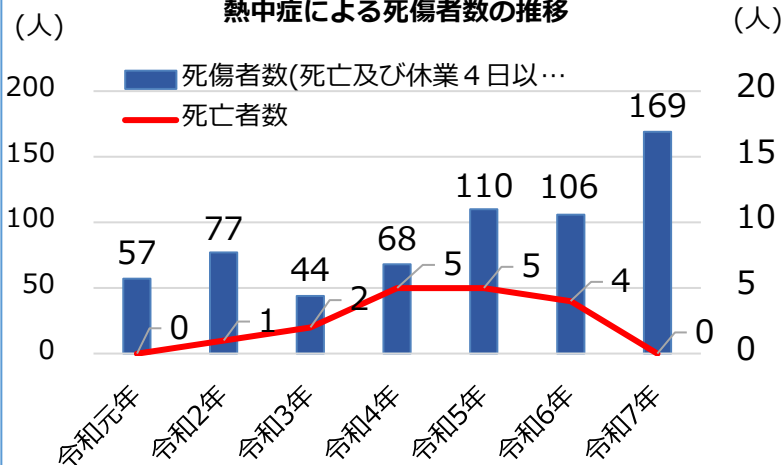
Cool Work TOKYO (7月号)

～ 職場における**熱中症予防対策**について情報発信します ～

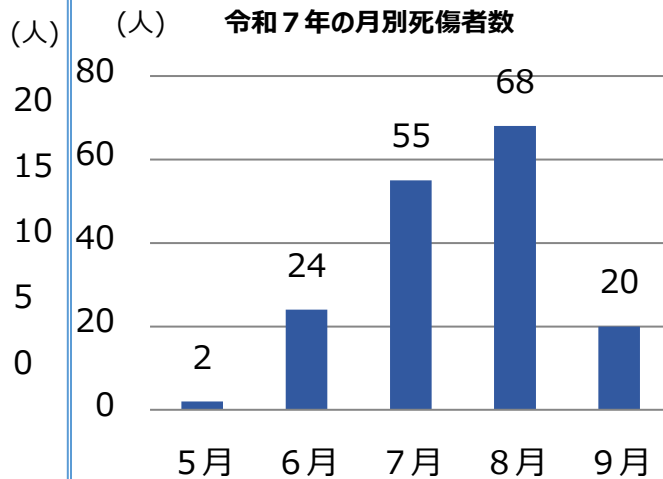
東京労働局管内の熱中症による労働災害発生状況（死亡及び休業4日以上死傷者数）

令和7年は169人と、令和6年より63人増加しました。一方、死亡者数は0人となっており、令和6年より4人減少しました。月別では、全体の7割以上が7月及び8月に発生しています。

熱中症による死傷者数の推移

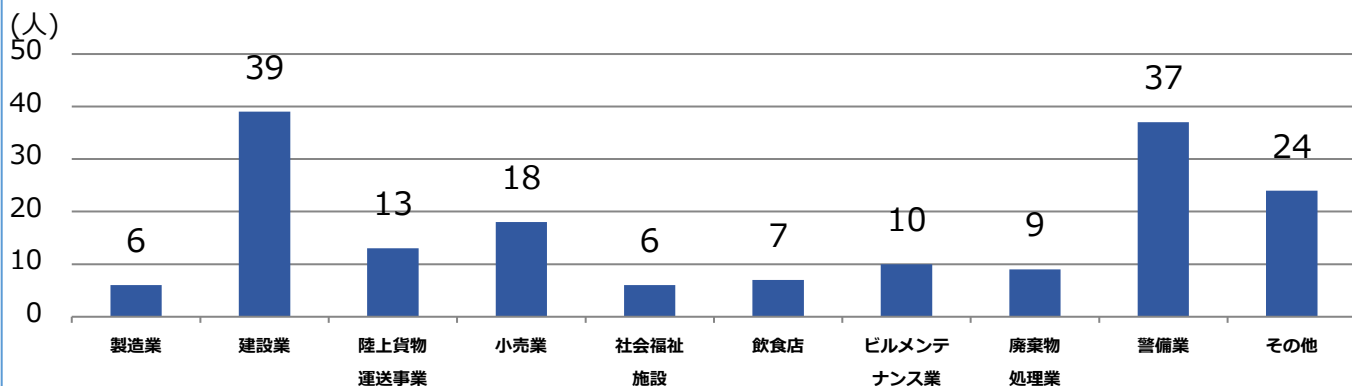


令和7年の月別死傷者数

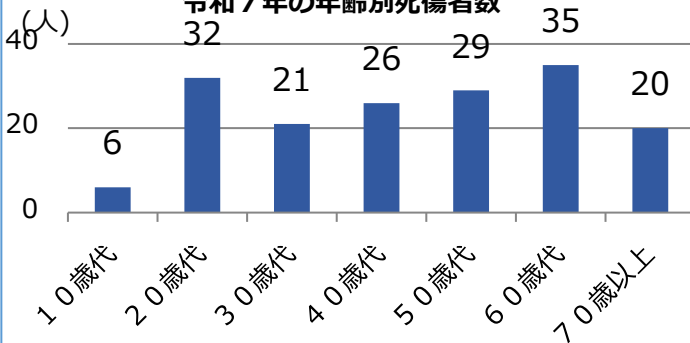


令和7年の業種別の死傷者数をみると、建設業、次いで警備業で多く発生し、年齢別では、60歳代が最も多く、次いで20歳代が多くなっており、最高気温別では35℃以上が最も多くなりました。

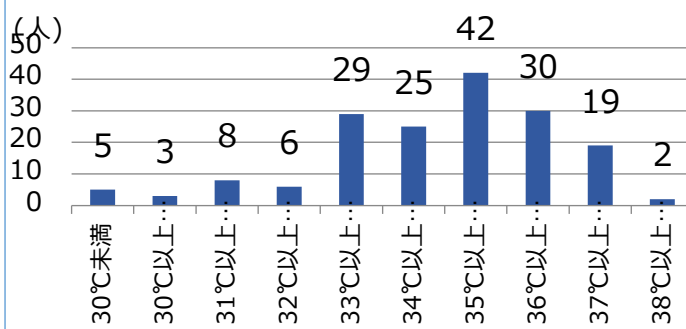
令和7年の業種別死傷者数



令和7年の年齢別死傷者数



令和7年の最高気温別死傷者数



令和 8 年 5 月に発生した熱中症災害

熱中症による休業 4 日以上の労働災害は、5 月に 5 件発生しており、うち 2 件は、警備員が屋外で交通誘導業務中に発症しました。

また、1 件は、小売業の労働者が、レジの周囲をビニールカーテンで囲み、熱がこもった状態でレジ打ち作業を行った結果、発症しました。

令和 8 年 3 月 18 日に**職場における熱中症防止のためのガイドライン**を策定しました！

ガイドラインのポイントは以下のとおりとなっています。

- ・職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的としています。
- ・事業者は、湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握などにより熱中症リスクを把握・評価します。
- ・事業者は、熱中症リスクの評価結果に基づき実施することが適切な対策を「作業環境管理」、「作業管理」などから選択して実施することが考えられます。

詳細はこちら 



職場における熱中症防止のためのガイドライン

令和 7 年 6 月 1 日より改正労働安全衛生規則が施行となり
職場における熱中症対策が**強化**されています！

以下の取組が事業者には義務付けられています。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備・関係作業員への周知。
- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。

詳細はこちら 



東京労働局HP内
熱中症予防対策

対象となるのは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業

中小企業事業者の皆さまへ

熱中症予防対策 にエイジフレンドリー補助金をご活用ください

高齢労働者（60歳以上）を常時 1 名以上雇用し、同労働者が補助対象の作業に就いている場合は、同対策に要する以下の機器等の導入経費を補助する制度があります！

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、ミストファン、スポットクーラー等その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器
- ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できるウェアラブルデバイスによる健康管理システム

詳細はこちら 



エイジフレンドリー
補助金制度



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
✓チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会
【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、消防庁



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入职者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

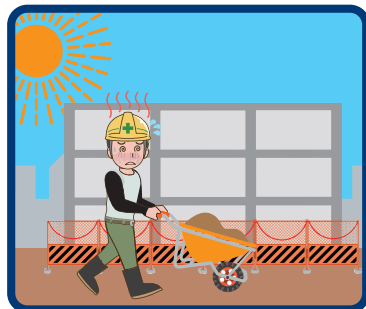
重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場の「熱中症」を防ごう！

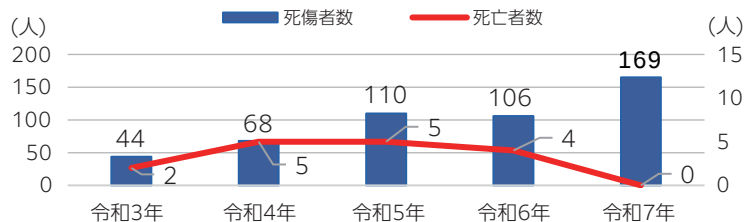
～引き続き熱中症対策に心がけてください～



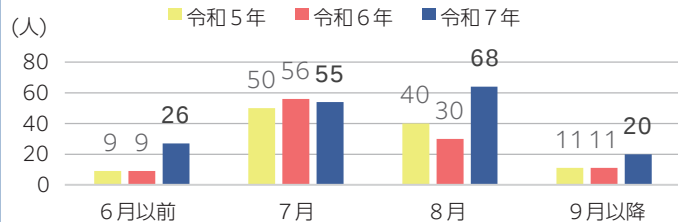
東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多となっています。

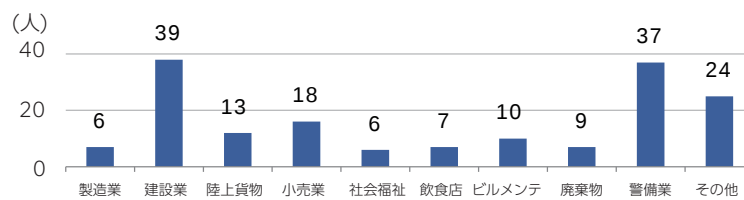
熱中症による死傷者数の推移



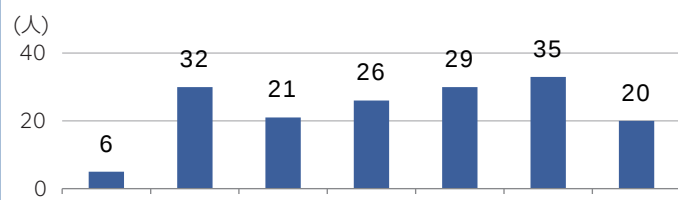
過去3年間の月別死傷者数



令和7年の業種別死傷者数



令和7年の年齢別死傷者数



熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から9月までの間「stop! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。



職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)



暑さ指数の実況と予測



暑さ指数の計算方法



働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



教育・研修用動画



動画で学ぶ熱中症予防対策



自分のできる熱中症予防

エイジフレンドリー補助金

高齢労働者を雇用し、対象の労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費の一部を補助する制度となります。



専門講師が解説する講習動画



スポーツ活動中熱中症予防

ロゴマークシール



応急手当カード



令和 7 年の東京労働局管内の熱中症災害事例

業種	年齢	休業 日数	労働災害の概要
建設業	60 歳代	14 日	前日から外構工事作業に従事
			朝から体調が優れず、午前 9 時頃に早退したところ、帰宅途中に体調が悪化し、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。 熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有していた。
警備業	20 歳代	7 日	朝から建設現場での交通誘導警備業務に従事
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。 フルタイム勤務でないことなど暑熱順化ができていなかった。
飲食店	20 歳代	27 日	厨房内での揚げ物の調理に従事
			作業中に体調不良となり、病院で受診したところ、熱中症と診断されたもの。 エアコンが設置されていたが、フライヤー付近は高温であった。
廃棄物 処理業	30 歳代	7 日	工場内で廃棄物の選別作業に従事
			ファン付き作業服のバッテリーが切れた状態で作業に従事したところ、工場内で倒れたため、救急搬送され、熱中症と診断されたもの。 送風機の設置台数が作業空間に対して不足していた。

熱中症予防対策（例） 下の表もご確認ください。

- ・ 医師等の意見を踏まえた就業上の配慮（11）
- ・ 健康状態の確認（13）など
- ・ 暑熱順化への対応（7）
- ・ 健康状態の確認（13）など
- ・ 暑さ指数の把握と評価（1）
- ・ 暑さ指数の低減（スポットクーラーの設置等）（4）など
- ・ 送風機の増設（4）
- ・ ファン付き作業服の稼働状況等の確認（13）など

職場における熱中症対策及び重篤化の防止

(1)	暑さ指数の把握と評価	JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を把握し、WBGT 基準値に照らし評価すること。
(2)	リスクアセスメント	リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置を検討すること。
(3)	労働衛生管理体制の確立	事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、熱中症予防対策を検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。
(4)	暑さ指数の低減	設備的対策等により暑さ指数の低減に努めること。
(5)	休憩場所の整備	作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けること。
(6)	作業時間の短縮等	作業の休止時間及び休憩時間を確保すること。また、必要に応じて作業場所を変更する等の対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。
(7)	暑熱順化	計画的に暑熱順化期間を設けること。また、作業開始前に暑熱順化の状況を確認し、必要に応じて配慮を行うこと。
(8)	水分と塩分の摂取	自覚症状の有無にかかわらず、水分と塩分を定期的に摂取させること。また、管理者は、作業中の巡視等により、定期的な水分と塩分の摂取の徹底を図ること。
(9)	服装等の見直し	透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。
(10)	プレクーリング	深部体温を下げるため、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）等を摂取させること。
(11)	健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者には医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。
(12)	日常の健康管理	睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることについて指導を行うこと。
(13)	健康状態の確認	作業開始前や作業中に健康状態の確認を行うこと。また、単独作業の場合はウェアラブルデバイスを導入する等の常に状況を確認する態勢を確保すること。
(14)	労働衛生教育	①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例について、教育を行うこと。
(15)	異常時の対応（重篤化の防止）	連絡体制や対応手順等を作成し、関係作業者に周知すること。また、本人や周りが異変を感じたら、対応手順等に基づき対応すること。

東京労働局ホームページ内の熱中症予防対策のページに管内事業場の取組事例などを掲載しております。
また、東京労働局公式 X 及び「公式 YouTube チャンネル」でも各種情報を発信しています。



東京労働局 HP



公式 X



公式 YouTube

不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

建設業の労働災害防止対策を 強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

【重点取組事項】

- ☑ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ☑ 安全衛生管理活動の活性化（下請事業者に対する指導・支援）
- ☑ 墜落・転落災害防止対策の徹底（高所作業の点検強化）
- ☑ 安全衛生教育の実施

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を
発生させない決意表明を
現場所長自らが発信

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、
手すりの設置、墜落
制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの
実施も忘れずに

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の
的確な実施と活性化！
（リスクアセスメント）
KY活動など

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では
作業手順の遵守確認など

4K

の取組についての確認をお願いします（裏面）



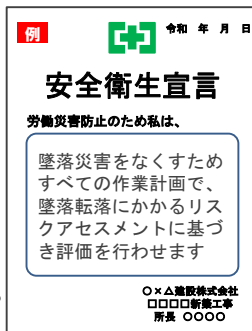
第14次東京労働局労働災害防止計画（2023～2027年度）
がスタートしました。
引き続き、労働災害防止対策の推進をお願いします！

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

重点取組事項について

1 墜落・転落をはじめとした死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信

現場所長自らが「死亡災害を発生させない」旨の決意を安全衛生宣言などで表明するとともに、現場全体への適切かつ継続的な発信及び周知がなされていること。



2 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組

安全衛生管理活動（現場巡視及び災防協、下請事業者に対する的確な指導・支援等）が実施されていること。

また、作業計画及び作業手順書の作成とそれに基づく手順の遵守、作業開始前の打合せの実施、KY活動の活性化（マンネリ化防止）に向けた取組が行われていること。

【留意事項】

- ※ 日々の職場巡視の徹底はもとより、現場の危険箇所を見つける能力（危険感受性）を養うような創意工夫を凝らした取組を促進することにより、現場全体の安全レベルの向上を図ること。
- ※ リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクの除去・低減を検討し、当該検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

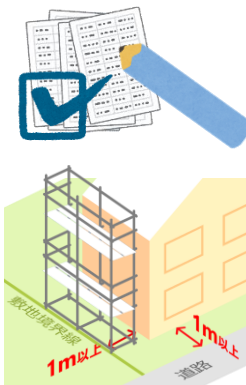


3 墜落・転落災害防止対策の徹底

- (1) 高所作業において、敷地の幅に応じた有効な足場などの作業床の設置、作業床の端や開口部における手すり（囲い等）の設置、墜落制止用器具の的確な使用など墜落・転落防止を重点とした点検強化が的確に図られていること。
- (2) 墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントが実施されていること。
- (3) 鉄骨建方作業が含まれる場合に、令和5年9月28日付け東労発基0928第9号「建築物における建築物等の鉄骨組立て等の作業の安全総点検について」に基づく安全総点検が行われていること。

【留意事項】

- ※ 死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、リスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。
- ※ 墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。
- ※ 設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、墜落制止用器具の使用等を徹底すること。
- ※ 適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。



4 安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底

- (1) 安全衛生ルールが掲示やデジタルサイネージ等により現場全体で共有され、安全衛生対策が盛り込まれた作業手順書の周知が的確に行われていること。
- (2) 新規入場者教育、職長教育や必要な特別教育の実施状況を確認するとともに、事前教育（下請事業者による入場前教育）の支援が的確に行われていること。
- (3) 危険意識の低下や作業の慣れから生ずる災害防止対策として、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施など安全衛生意識の向上が図られていること。



【留意事項】

- ※ 作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、「建設業に不慣れな者」を使用することを前提とした管理が必要であることから、必要に応じ、職長教育や安全衛生責任者教育等について再教育を行うこと。また、建設現場で新たに仕事をされる「建設新規就業者」に対しては“建設現場における労働災害防止に必要な最低限のルールを習得させる”ための教育を実施すること。
- ※ 元方事業者、協力会社相互間のコミュニケーション強化と現場全体の安全意識の高揚を図ること。